

佐賀県告示第 79 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 4 年 3 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 指定する形質変更時要届出区域

武雄市若木町大字川古字銚ノ元 9542 番 20 の一部及び字柿ノ元 9736 番 8 の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項及び第 2 項に定める基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物